

秋田県告示第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年3月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 施行者の名称
秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
秋田都市計画道路事業3・5・36号外旭川新川線及び3・4・11号新屋土崎線
- 3 事業施行期間
平成23年6月17日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成23年秋田県告示第280号の事業地のうち、秋田市寺内字三千刈地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし